

大垣市官民連携プロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域課題の解決や地域活性化につながる事業を実施する団体、法人等が本市と連携して行う活動(以下「官民連携プロジェクト」という。)の経費について、寄附金を活用し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、大垣市補助金等交付規則(昭和46年規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附をいう。
- (2) クラウドファンディング型ふるさと納税 特定の事業を支援するため、インターネットを通じ、不特定多数の者から寄附を受けるふるさと納税のことをいう。
- (3) 企業版ふるさと納税 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第15項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた本市の地域再生計画に記載された同条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る寄附をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体、法人等(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当する団体又は法人とする。

- (1) 現に市内で活動し、又はこれから活動を始めようとしていること。
- (2) 規約、会則その他これに類するものを定めていること。
- (3) 1人以上が市内に在住、在勤又は在学している者で構成されていること。
- (4) 大垣市暴力団排除条例(平成24年大垣市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 大垣市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員が構成員又は役員となっていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る本市の地域再生計画に掲げる基本目標のいずれかに該当し、本市の地域課題の解決や地域活性化に資する事業であること。

(2) 第8条に規定する認定申請書の提出時において、補助対象となる事業費の額が100万円以上の事業であること。ただし、第6条の規定により当該事業の財源とされる寄附金の額が、補助対象経費の額以上の事業については、この限りでない。

(3) 補助対象事業として市長が認定した事業であること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 祭り、運動会、スポーツ大会等地域で通常一般的に行われている事業

(2) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とした事業

(3) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 報償費 講師又は専門家への謝礼、奨励の意味を持つ報奨金等

(2) 人件費 補助対象事業の実施に必要なとなる業務に直接従事させるため臨時的に雇用した者への賃金等

(3) 旅費 講師等の旅費、宿泊料等

(4) 需用費 消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕代などの経費

(5) 役務費 通信運搬費、振込手数料、手数料、保険料等の経費

(6) 委託料 補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費

(7) 使用料及び賃借料 土地、施設等の借上料、機器等の使用料等の経費

(8) 工事請負費 内装又は外装の工事などに要する経費

(9) 備品購入費 機械装置等の購入に要する経費

(10) 補助金 団体や個人等に対して交付する補助金に要する経費

(11) その他市長が特に必要と認める経費

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 補助対象団体の人件費(正職員に係るもの)

(2) 交際費

(3) 慶弔費

(4) 飲食費(会議等における茶菓子及び来賓等への昼食のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。)

(5) 懇親会費

(6) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと認められる経費

- 3 第1項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又はその他団体が交付する補助金等の交付を受ける場合においては、補助対象経費のうち、当該国等の補助金の対象となる部分については、補助対象経費としない。

(補助金の財源)

第6条 次に掲げるものを補助金の財源とする。

- (1) 補助対象事業について、市がふるさと納税及びクラウドファンディング型ふるさと納税により受けた寄附金(第11条の規定により募集した寄附金以外で補助対象事業に認定された事業に充てることとされた寄附金がある場合は、その額を含む。次号において同じ。)からその募集等に要する経費に相当する額を控除したもの
- (2) 補助対象事業について、市が企業版ふるさと納税により受けた寄附金
- (3) 第25条第2項の規定により水都大垣ふるさと応援基金(以下「基金」という。)に積み立てた寄附金のうち、市長が適切と認めるもの
- (4) 第25条第2項に規定する場合以外の事由により基金に積み立てた寄附金のうち、第10条の規定により補助対象事業に認定された事業に充てることとされたものであって、市長が適切と認めるもの

(補助金額)

第7条 補助金の額は、次の額を比較していずれか低い額を上限とする。

- (1) 補助対象経費の合計額
- (2) 前条に掲げるものの合計額

(補助対象事業の認定)

第8条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、大垣市官民連携プロジェクト事業認定申請書(第1号様式。以下「認定申請書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約・同意書
- (4) 構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(認定審査)

第9条 市長は、前条による認定申請書の提出があった場合は、事業実施の可否を決定するため、大垣市附属機関設置条例(令和7年条例第1号)別表第1に規定する大垣市官民連携プロジェクト審査会(以下「審査会」という。)の審査に付すものとする。

(認定)

第10条 市長は、前項の規定による審査会の審査結果を受けて事業認定の可否を決定し、大垣市官民連携プロジェクト事業認定(不認定)通知書(第2号様式)により当該団体に通知するものとする。

(寄附金の募集)

第11条 市長は、事業を認定したときは、募集期間と目標金額を定め、市が登録するふるさと納税及び企業版ふるさと納税に係るポータルサイト等に認定事業を掲載し、寄附金の募集を行うものとする。ただし、第7条第2号に規定する合計額が補助対象経費の額以上の場合であって、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

2 補助対象事業の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、自己の事業に係る前項の寄附金の募集に対しては、寄附を行ってはならない。

(経済的利益供与の禁止)

第12条 認定事業者は、企業版ふるさと納税による寄附者に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない。

(交付上限額の通知)

第13条 市長は、寄附金の募集期間終了後、第7条の規定により算定した額を大垣市官民連携プロジェクト事業補助金交付上限額通知書(第3号様式)により認定事業者へ通知するものとする。

(交付申請)

第14条 前条の通知を受けた認定事業者は、遅滞なく交付上限額の範囲内で大垣市官民連携プロジェクト事業補助金交付申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、交付上限額が収支予算書に定める補助金額に満たない場合でも、原則として事業を実施することとする。ただし、やむを得ない理由により事業の実施が困難な場合は、大垣市官民連携プロジェクト事業認定辞退届(第5号様式)により、認定を辞退することができる。

(交付の決定)

第15条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定する。

(交付の条件)

第16条 市長は、前条の決定において、必要と認めたときは、当該決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第17条 市長は、第15条の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、大垣市官民連携プロジェクト事業

補助金交付決定通知書(第6号様式)により、第14条の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第18条 第15条の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る第10条の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第19条 補助事業者は、第17条の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、大垣市官民連携プロジェクト事業補助金変更交付等申請書(第7号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助事業の内容等、第14条の申請に係る事項の変更をしようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査会の審査に付したうえで、適当と認めたときは、変更交付額等を決定し、大垣市官民連携プロジェクト事業補助金変更交付等決定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大垣市官民連携プロジェクト事業補助金実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第21条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、大垣市官民連携プロジェクト事業補助金確定通知書(第10号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第22条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大垣市官民連携プロジェクト事業補助金交付請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第23条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(補助金の返還等)

第24条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為があったとき。

- 2 市長は、前項の取消をしたときは、大垣市官民連携プロジェクト事業補助金交付決定取消通知書(第12号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(不用となった寄附金の取扱い)

第25条 第14条第2項ただし書の規定による補助対象事業の認定辞退又は補助金額の確定、事業の変更、中止、若しくは寄附金額が第7条に定める上限額を上回ったこと等により寄附金に不用額が生じた場合は、これを寄附者に返還せず、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る本市の地域再生計画に掲げる基本目標のうち認定事業が属する基本目標の事業に活用するものとする。

- 2 前項の場合において、市長が適切と認める場合は、不用となった寄附金を基金に積み立てることができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。